

(3) 定款の変更に係る登記事項証明書の提出

定款変更の登記をしたときは遅滞なく、登記事項証明書を高槻市長に提出してください。

※定款変更が不要な住所の変更を行った場合は、登記事項の提出は不要ですが、連絡事項の伝達や情報公開用などに必要なことから、高槻市長あてでお知らせください（様式自由）。

順 番	書 類 の 名 称	ペー ジ	部 数	チ ェ ッ ク
1	定款の変更に係る登記事項証明書の提出について (様式例)	1 1 1	1 部	
2	登記事項証明書 (原本)		1 部	
3	登記事項証明書 (コピー)		1 部	

* 書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。

* 郵送での提出も受け付けています。

【 様式例 】 ※日本工業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

定款の変更に係る登記事項証明書の提出について

(宛先) 高槻市長

定款で規定した正式名称を記載してください。
例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇等

認証書に記載された認証日と文書番号を記入してください

年 月 日付け { 高槻市指令 第 号で認証を受けた } 届 出 の } 定款の変更に係る

登記された主たる事務所の所在地と一致させてください

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の電話番号

年 月 日

法務局（登記所）に届け出た法人の代表者印を押印してください。

印

()

(添付書類)

登記事項証明書(1部)
登記事項証明書の写し(1部)

登記事項証明書の原本(1部)及びその写し(1部)を添付してください

登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、提出します。